

# 小規模貯水槽水道の衛生管理

あなたの飲み水は安全ですか？



貯水槽を使用する給水施設のうち、水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup> 以下のものを「小規模貯水槽水道」といいます。

いったん貯水槽にためた水は、家庭でヤカンなどにためた水と同じで、建物の管理者が責任を持って衛生管理を行わなければなりません。

目黒区では、「小規模貯水槽水道の衛生管理指導要綱」により、管理者が行わなければならないことなどを定め、安全な給水をお願いしています。

## 必要な管理は？

### 1 貯水槽の清掃

水アカや砂などがたまり貯水槽は少しずつ汚れていくため、1年に1度は専門の業者による清掃が必要です。清掃の際は、同時に内部の点検を行ってください。

### 2 設備の点検

水の安全をまもるために、月に1度、設備の点検を行ってください。

主な点検ポイントは、次のとおりです。

- 貯水槽周囲の整頓・清潔
- 貯水槽の破損や亀裂などの有無
- 貯水槽内部の状態
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管・通気管の防虫網の状態



### 3 水質検査

水の安全を水質検査により確認します。

- ① 蛇口からの水を透明なガラスコップにとり、毎日、水の色・濁り・臭い・味をチェックしてください。
- ② 水道水の消毒成分である残留塩素は、汚れや時間の経過などによって消費されます。週に1度、残留塩素の濃度を測定し、安全確認をします。  
(最低 0.1 mg/lあること。残留塩素測定器が必要です。)
- ③ 総合的な安全確認を行うために、年に1度、水質検査機関による水質検査を受けるとよいでしょう(大腸菌など、9項目の検査)。



### 汚染事故が起きたときは・・・

水が汚染されたことがわかったときや、水質の異常により健康を害するおそれがあるとわかったときは、保健所に通報するとともに、速やかに次の措置をとってください。

- ① 直ちに利用者に周知し、給水の停止、使用制限の措置をとる。
- ② 給水を停止した場合は、水道直結の水栓などにより代替水を確保する。  
(水道直結の水栓がない場合は、水道局に相談してください。)
- ③ 速やかに汚染の原因を取り除き、施設の復旧を図る。給水を再開するときは水質検査により安全の確認を行う。

## 保健所への届出

貯水槽水道の所有者または管理権限を有する方は、貯水槽水道を設置または変更、廃止したときは、目黒区保健所への届出が必要です。



### 《 増圧直結給水方式について 》

最近、建物の給水管に増圧ポンプを直接取り付けることが可能になったため、貯水槽を使用しなくても中高層階への給水ができるようになりました。

これを増圧直結給水方式といいます。貯水槽の管理が不要、水質の劣化がない、省スペース等の利点があるため、導入件数が増えています。貯水槽を使用する既存の建物についても、設備更新の際には、切替を検討してみてもいいでしょうか。

**目黒区保健所 生活衛生課 環境衛生係**

目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎6階

電話 03-5722-9502